住民への周知について(大阪市) <住民への周知を行う範囲>

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
①平地盛土(勾配1/10以下の平坦地での盛土) ②切土 ③土石の堆積	○土地の境界(敷地境界等)から水平距離L = 10 m以 内の範囲	
腹付け盛土(勾配1/10超の傾斜地盤上での盛土)	○盛土ののり肩までの高さ h に対して盛土ののり肩 から下方の水平距離 = 5 h 以内の範囲	のり肩から下方の水平距離 I I ≦ 5 h n
①渓流等における盛土 ②谷埋め盛土(谷や沢を埋め立てて行う盛土) ③腹付け盛土のうち、盛土の下流に渓流等の渓床が存在するもの	○下流の渓床勾配が2度以上の範囲	渓床勾配 2 度以上の範囲

※周知した結果の報告方法等については、別途手引きやホームページ等に掲載予定